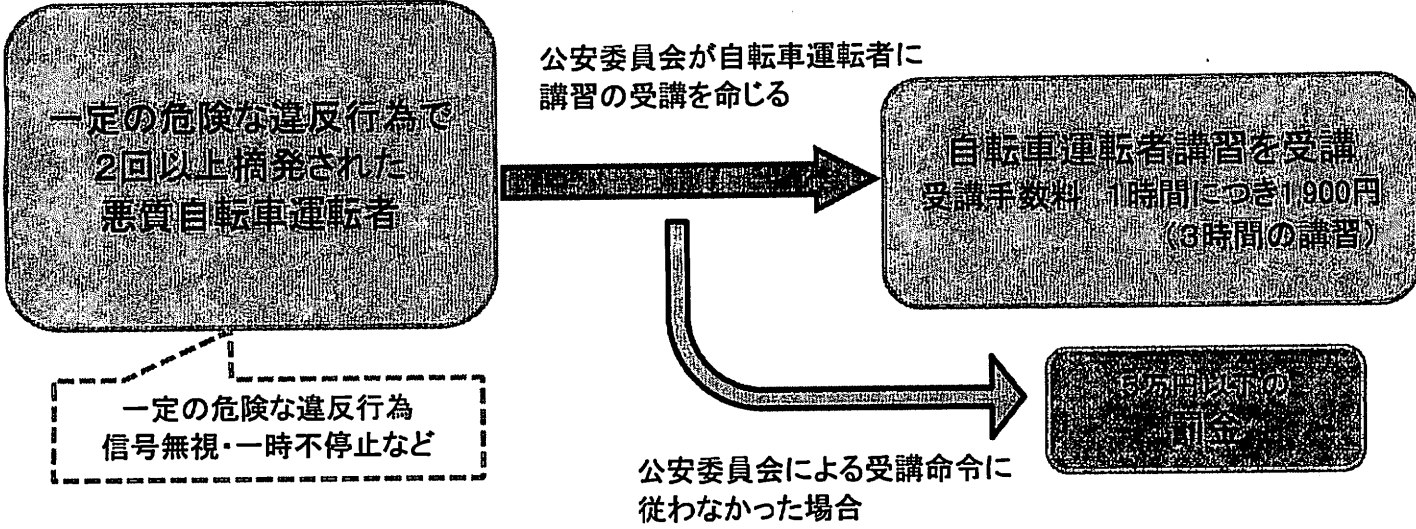


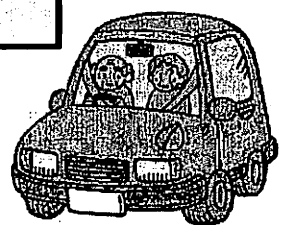
道交法一部改正 自転車運転者講習(新設)
平成25年6月14日公布 2年以内に施行



高齢者講習受講対象者:更新を受けようとする70歳以上の高齢者
受講場所:原則住所地を管轄する公安委員会

住所地以外の公安委員会で受講する場合

特定任意高齢者講習



◎ 現在の特定任意高齢者講習手数料
75歳未満の者に対する手数料のみ規定
5,800円

◎ 理由
75歳以上は、住所地公安委員会で認知機能検査受講後しか他府県で受講出来ないことから、受講者が無いため

◎ 新規追加
75歳以上の講習手数料 5,200円

◎ 理由
・ 今後の高齢者講習の対象者の増加に対応するため。
・ 講習時間及び講習内容が異なるため
70～74歳 3時間
75歳以上 2時間30分
(要:住所地公安委員会で認知機能検査受講)

◎ 改定
75歳未満の講習手数料 5,600円